



人民元預金解禁構想と香港にとっての意味

主任研究員 絹川 直良

月に、中国人民銀行総裁が、香港での人民元建て預金受け入れを認める方向であることを明らかにした。これは、先に香港銀行協会の訪問団を率いて中国の為替管理当局と面談の際に、ジョセフ・ヤム香港金融管理局(HKMA)総裁が行った提案に対する回答である。今回の構想自体は対象は香港の居住者に限られ、預け入れ上限が設定されるとみられており、その短期的なインパクトはむしろ限られようが、国際金融センターである香港にとって中長期的にポジティブな影響を与えよう。

中国のWTO加盟により、これまで香港が享受してきた中国特に華南と他地域をつなぐハブ機能のいくつかは失われる。また、上海が国内最大の金融市場としてだけでなく、国際的な金融センターとして台頭する可能性を持っており、香港としてはその金融センター機能の整備を怠れない。香港として新たな発展への糸口を見つけておきたいところであり、人民元業務は戦略的に重要な業務となる可能性を持っている。香港は、金融分野で中国にとっての実験的な機能を果たそうと努めてきた。例えば、中国の外国為替管理がより自由化されれば、その厳重な為替管理も香港との間ではこれを緩める可能性があり、ゆくゆくは、香港が上海とともに人民元関係の外国為替取引の相当部分を担うと見込んでいる。ところが、アジア通貨危機発生で中国当局が保守的なスタンスに転じた。中国は、その資本コントロールが通貨危機防止に役立ったと考え、今回のWTO加盟でも資本勘定取引の自由化を絡めなかった。「実験的機能」発揮のタイミングはかなり後にずれ込んでしまった。

そういった中で今回の人民元預金解禁構想が登場した。ヤム総裁は、本構想は中国内の国際金融センターとしての香港のインフラ強化を狙う一環であり、今後中国の自由化進展によって他にも類似したサービスが登場しようとの見方を示している。もっとも、「類似したサービス」の具体的内容には触れていない(注1)。

では今後この構想はどのように具体化していくのだろうか。

第一に、ヤム総裁は、人民元の流れをモニターする一つの方法は金利の支払いや銀行サービスの提供を通じて、人民元を銀行システムに呼び込むことだとする。これにより記録が集積され、中国本土の当局者に有用な情報が提供できようとする。

中国は、厳しい資本コントロール下にありながら、国際収支の誤差脱漏を毎年 100-200 億米ドル程度計上しているが、その相当部分は香港との間で発生したものである。この流れが然るべくモニターできれば、確かに中国当局にとって大きなメリットとなる。しかし、これだけでは香港にとっての意味は小さい。

第二に、実際にどのような人民元の仲介チャンネルが作られるのか。人民元預金を受け入れた香港の銀行は、どのように余剰資金を処理するのか。ヤム総裁も、「需要のある処に人民元預金を向かわせるチャンネルを、何らかの金融仲介によって作り出す」必要性に言及しているがそれ以上の詳細には触れていない。

チャンネルとしては、まず、人民元・米ドルの為替スワップを組み、特定の銀行経由で香港の人民元預金を中国内に還流させる方法が考えられる。

外貨を人民元に交換して人民元預金口座に入金することは認められるか。現状人民元短期金利も米ドル金利と大きな水準の開きはなく、金利差を狙っての外貨→人民元の預金設定は少なからうが、地合によっては、人民元預金が急増する可能性もある。これは中国当局が嫌うところであろう。従って、預金口座残高の上限は比較的低いところからスタートし、同口座よりの支払は、例えば中国で使用したクレジットカード決済等の「実需」に限定することが考えられる。

為替管理に神経質な中国当局は、香港に人民元のオフショア市場が誕生するようなことは当面厳に回避しよう。しかし、還流チャンネルを限定した上で、中国国内の人民元建て資産の見合い調達とすることは、将来十分に考えられ、これは香港の金融機関に大きなメリットを与えよう。

第三に、人民元紙幣は、香港で準法定貨幣(quasi legal tender)の地位を与えられる可能性がある。1990年代前半には香港ドル紙幣の約 30%が中国南部(華南)で流通していたと言われていた。香港でも百億米ドル相当近い人民元紙幣が既に流通しているとの見方もある(注 2)。今後、香港での人民元紙幣流通はますます増大しよう。香港での法定貨幣は香港ドルと定められているが、人民元にはこれに準ずる何らかの地位が与えられる可能性を見ておきたい。

(注 1) 2002.3.7 付 Viewpoint <http://www.info.gov.hk/hkma/eng/viewpt/>

(注 2) 香港では、1993 年頃から人民元の両替業務が盛んになり、繁華街にも人民元の両替を扱う零細両替商が複数店を開けるようになった。中国政府が、香港向けの渡航者については人民元現金の持ち出しを一定限度で認め、中国から香港への観光客も急激に増加したことがその背景にある。その後、一部の地場銀行がこの両替業務を取り扱うようになった。現在、香港では人民元紙幣は香港ドルや米ドルとほぼ自由に交換が可能である。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>